



議案第十五号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「獣害並びに」を「鳥獣害並びに」に、「災害、病虫害」を「災害、火災、病虫害」に改める。

同条第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 収穫共済のうち、この町と別表第五の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等ごとに当該下欄に掲げる地域内に住所を有する者（当該収穫共済の共済目的の種類等ごとに、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量が過去五年間において農業協同組合の共同利用施設等により、品質の程度に応じ格付けされて販売されており、今後も当該果実の生産量のおおむね全量が農業共同組合の共同利用施設等により、品質の程度に応じ格付けされて販売されることが確実であると見込まれる者に限る。）との間に成立するなしに係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済（当該収穫共済の共済目的の種類等に係る収穫共済に限る。）以外の収穫共済におい

ては、第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

第三十二条第三項中「法第九十九条第六項」を「法第九十九条第五項」に改める。

第三十九条第二項第二号中「単位当たり基準収繭量」を「基準収繭量」に、「第四十九条第四項」を「第四十九条第三項」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第四十三条第二項第三号を次のように改める。

### 三 見込収繭量

第四十六条を次のように改める。

#### (共済金額)

第四十六条 蚕繭共済の共済金額は、蚕繭共済の共済目的の種類等ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該蚕繭共済加入者の当該蚕繭共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済金額は、蚕繭共済の共済目的の種類等ごとに、法第九十六条第七項の規定により主務大臣が定めた二以上の金額のうち最高の金額と同額とする。

第四十九条を次のとおり改める。

(共済金の支払額)

第四十九条 蚕繭共済に係る共済金は、蚕繭共済の共済目的の種類等ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量がその基準収繭量の百分の二十を越えた場合に、第四十六条第一項の単位当たり共済金額に、その越えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の共済事故による共済目的の減収量は、共済目的の種類ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、当該蚕繭共済加入者に係る基準収繭量から法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該蚕繭共済加入者の収繭量(共済事故により桑葉が減収し、買桑によつて飼育をした場合には、その買桑分に相当する収繭量を含む。)を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能がある場合には、その差し引いて得た数量を法第九十九条第四項の主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

3 第二項の基準収斂量は、法第百九条第五項の主務大臣が定める準則に従いこの町が定める。

第五十二条中「被害の割合（第四十九条第二項に規定する減収量の同条第三項に規定する基準収斂量に対する割合）」を「蚕繭共済減収量（第四十九条第一項の減収量が同項の基準収斂量の百分の二十を超えた場合におけるその超える部分の当該減収量）」に改める。

第六十九条第一項中「牛」を「牛又は馬」に、「馬又は種豚」を「豚」に改め、「肉豚に係るものにあつてはその三分の一」を削り、同条第二項中「牛」を「牛又は馬」に、「馬又は種豚」を「豚」に改め、「肉豚に係るものについては共済掛金の三分の一」を削る。

第八十八条の二第一項第二号中「第八十八条の十三第一項の基準収斂量」を「第八十八条の十三第一項若しくは第二項の標準収斂量」に、同項第三号中「第八十八条の十六第一項」を「第八十八条の十六第一項若しくは第二項」に改める。

第八十八条の五第一項第二号中「収斂共済の共済事故による種別」を「収斂共済の共済事故等による種別」に改め、同条第一項中「第五号」を「第六号」とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第八十八条の十六第一項に規定する収斂共済以外の収斂共済に付することを申し込む

場合にあつては、その申し込みに係る共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画  
第八十八条の九中「法第二百十条の六第一項」を「法第八十五条第十一項」に改め、「変  
更したとき」の下に「又は第八十八条の五第一項第五号の計画を変更したとき」を加える。

第八十八条の十第一項中「収穫共済の共済目的の種類等ごと」の下に「及び収穫共済の共  
済事故等による種別ごと」を加え「法第二百十条の七第一項」を「法第二百十条の七第一項  
第一号」に改める。

第八十八条の十一を次のとおり改める。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第八十八条の十一 第八十八条の二第一項の規定によりこの町との間に収穫共済の共済関係  
が成立した者は、収穫共済に係る加入者負担共済掛金を第一号に掲げる期日までにこの町  
に納付しなければならない。ただし、その共済関係に係る共済掛金の支払いにつき確実な担  
保を供し、又は保証を立てた場合にあつては、第二号に掲げる期日までにその収穫共済に  
係る加入者負担共済掛金を納付するものとする。

一 なし 五月三十一日

二 なし 十一月三十日

第八十八条の十二を次のように改める。

第八十八条の十二 削 除

第八十八条の十三第一項中「第二条に規定する区域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量を乗じて得た金額」を「当該果樹共済加入者の住所の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者が当該収穫共済の共済目的の種類たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額」に、「基準収穫金額」を「標準収穫金額」に、「こえない」を「超えない」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 収穫共済のうち、この町と別表第五の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等ごとに当該下欄に掲げる地域内に住所を有する者（当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第百二十条の十に規定する果実の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等）に出荷しており、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に

出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)との間に成立する収穫共済の共済関係に係るものにおける当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者の住所の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の百分の四十を下らず標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、第八十八条の十五第一項の果樹共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから果樹共済加入者が選択した金額とする。

第八十八条の十三第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項及び前項の標準収穫量は、法第二百二十条の六第七項の主務大臣が定める準則に従い、この町が定める。この場合において、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る前項の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係がこの町との間に成立する果樹共済加入者が過去一定年間に於いて収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ主務大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。



第八十八條の十四を次のように改める。

(共済掛金率)

第八十八條の十四 收穫共済の共済掛金率は、收穫共済の共済目的の種類等ごと、收穫共済の共済事故等による種別ごと及び法第二百二十條の七第一項の規定により鳥取県知事が定めたる地域ごとに、当該地域の属する危険階級の收穫基準共済掛金率と同率とする。

第八十八條の十六を次のように改める。

(共済金の支払額)

第八十八條の十六 この町は、なしに係る收穫共済については、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者が当該收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その樹園地の基準收穫量から法第九十八條の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその樹園地の收穫量を差し引いて得たる数量をいう。以下この項において同じ。)の合計が当該樹園地ごとの当該收穫共済の共済目的の種類等に係る基準收穫量の合計の百分の三十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準收穫量の合計に対する割合に七分の十を乗じて得たる率から七分の三を差し引いて得たる率を乗じて得たる金額に相当する

金額を、共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。

2 この町は、第八十八条の十三第二項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、前項の規定にかかわらず、なしに係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において「 $\text{A}$ 」が第一号に掲げる数量の百分の二十を越えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に四分の五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。

一 当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量

二 法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済にあつては、その年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に主務大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）

3 第一項及び前項の基準収穫量は、この町が第八十八条の十三第三項の規定により定めた

標準収禱量に主務大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

第八十八条の十八第一項<sup>第</sup>四号中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に、同条第三項中「法第二百二十条の六第一項」を「法第八十五条第十一项」に改める。

第八十八条の十九第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第八十八条の二十中「第八十八条の十六第一項」を「第八十八条の十六第一項又は第二項」に改める。

第八十八条の五十四第一項中「二万円」を「三万円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四十七条関係）

蚕繭共済の共済掛金率表

春蚕繭	共済目的		共済掛金率	同上負担区分	
	危険 階級	地 域		国庫負担率	農家負担率
六	二乙	福山・笏賀	六四%	三三%	三一%
		西小鹿・木地山・福本・柿谷	三四%	二七%	二七%

別表第五を次のように改める。

別表第五（第三条関係）

収穫共済の共済目的の種類等表

晩秋蚕繭			初秋蚕繭	
六	四甲	三甲	六	三甲
西小鹿・笏賀	木地山・福山	柿谷・福本	笏賀・西小鹿	福本・福山・木地山・柿谷
三〇	五	七五	二八	六四
一五	二六	三八	一四	三二
一五	二五	三七	一四	三二

なし	共済目的	収穫共済の共済目的の種類等	地域名
なし なし なし	なし なし なし	なし なし なし	三朝町の区域
なし なし なし	なし なし なし	なし なし なし	三朝町の区域

附 則

1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第三十九条、第四十三條、第四十六條、第四十九條、第五十二條及び別表第二の規定は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十六年産蚕繭から適用する。

2 この条例の施行日前に開始し、この条例の施行日後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する加入者負担共済掛金の規定については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三條、第十九條の三、第八十八條の二、第八十八條の四、第八十八條の五、第八十八條の八から第八十八條の十四まで、第八十八條の十六及び第八十八條の十八から第八十八條の二十までの規定は、この条例の施行日後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、この条例の施行日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお改正前の条例第三條、第十九條の三、第八十八條の二、第八十八條の四、第八十八條の五、第八十八條の八から第八十八條の十四まで、第八十八條の十六及び第八十八條の十八から第八十八條の二十までの規定の例による。

4 この条例の施行日前に開始し、この条例の施行日後になおその期間が残存している共済責任期間に係る遠芸施設共済に関する共済金の支払額の規定は、なお従前の例による。